

檜葉町（避難指示解除準備区域）の不動産（自宅土地建物）について、自宅周辺は田畑で防風林に囲まれていたこと、申立人らは農業と年金で生計を立てているが、作付けが制限されていることなどを考慮し、全損と判断し、移住先での不動産取得を考慮した額での賠償が認められた事例。

839-1

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下、「申立人X1」という。）、同X2（以下「申立人X2」という。）、同X3（以下「申立人X3」といい、申立人3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

(1) 損害項目

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下「別紙一覧」という。）記載の各損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

(2) 期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

2 和解金額

(1) 被申立人は、申立人X1に対し、別紙一覧1記載の各損害項目に係る和解金として、合計金220万9913円の支払義務のあることを認める。

(2) 被申立人は、申立人X2に対し、別紙一覧2記載の各損害項目に係る和解金として、合計金156万8690円の支払義務のあることを認める。

(3) 被申立人は、申立人X3に対し、別紙一覧3記載の各損害項目に係る和解金として、合計金130万6040円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金190万円を支払済みであることを確認する。

申立人らは被申立人に対して既払金190万円について清算義務を負っていることを確認し、次回以降の和解時に清算をすることを予定する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙一覧記載1（3）（4）、同記載2（3）及び同記載3（2）の損害項目を除き、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月12日

（仲介委員長 西口徹、仲介委員 奥野滋、同 棚瀬慎治）

別紙

損害項目一覧

1 申立人X1

- | | |
|---|-------------|
| (1) 避難費用 (交通費) | 金38,000円 |
| (2) 一時立入費用 (交通費) | 金84,000円 |
| (3) 生命・身体的損害 | 金34,650円 |
| (4) 精神的損害 | 金1,220,000円 |
| 但し、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害。 | |
| (5) 財物価値の喪失又は減少等 (自動車) | 金263,000円 |
| 但し、別紙物件目録記載の車両。 | |
| (6) その他 | |
| ①〇〇理事会等出席のための交通費 | 金91,260円 |
| ②親族会議のための宿泊費 | 金10,500円 |
| ③家財等購入費 | 金306,704円 |
| ④食費増加分 | 金96,363円 |
| ⑤廃車証明書作成費用 | 金1,070円 |
| (7) 弁護士費用 (3%) | 金64,366円 |

2 申立人X2

- | | |
|---|-------------|
| (1) 避難費用 (交通費) | 金25,000円 |
| (2) 一時立入費用 (交通費) | 金28,000円 |
| (3) 精神的損害 | 金1,470,000円 |
| 但し、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害 (重篤な持病を抱えたままの避難による一時金増額を含む)。 | |
| (4) 弁護士費用 (3%) | 金45,690円 |

3 申立人X3

- | | |
|---|-------------|
| (1) 避難費用 (交通費) | 金48,000円 |
| (2) 精神的損害 | 金1,220,000円 |
| 但し、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害。 | |
| (3) 弁護士費用 (3%) | 金38,040円 |
- 以上

(別紙物件目録省略)

檜葉町（避難指示解除準備区域）の不動産（自宅土地建物）について、自宅周辺は田畑で防風林に囲まれていたこと、申立人らは農業と年金で生計を立てているが、作付けが制限されていることなどを考慮し、全損と判断し、移住先での不動産取得を考慮した額での賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1、同X 3、同亡X 2相続人X 4、同X 5、及び同X 6（以下、申立人5名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡X 2（以下、「被相続人」という。）が、平成25年2月〇日に死亡し、申立人X 1、同X 4、同X 5、及び同X 6が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人X 1、同X 4、同X 5、及び同X 6が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害項目

(1) 一時立入費用（交通費） 金700,000円

(2) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

①X 1 金1,500,000円

②亡X 2 金1,440,000円

但し、重篤な持病を抱えての避難を考慮しての一時金増額を含む。

自平成24年3月1日 至平成25年2月21日

③X 3 金1,500,000円

(3) 財物損害（不動産） 金40,128,043円

但し、別紙物件目録記載の土地、建物、及びその構築物・庭木。

(4) 財物損害（家財一式、農機具） 金11,000,000円

(5) 弁護士費用 金1,688,041円

2 期間

自平成24年3月1日 至平成25年5月31日

但し、上記（２）②については、上記記載の期間とする。

第３ 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第２項記載の各損害項目に係る和解金として、合計金５７，９５６，０８４円の支払義務のあることを認める。

第４ 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第２項記載の損害に対する賠償金として合計金１９０万円を支払済みであることを確認する。

申立人らは被申立人に対して上記既払金１９０万円について、第２項記載の和解金５７，９５６，０８４円と清算する。

第５ 支払方法

（省略）

第６ 清算条項

申立人らと被申立人は、第２項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第２項１の（２）、（３）及び（４）記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第７ 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが１通、被申立人が１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成２６年１月１５日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員長 西口徹、仲介委員 奥野滋）